平成二十八年三月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の人所施設等の開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあっては開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は障害児入所施設等の所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の高については、当該障害児通	医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供され つい障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援 三 適	(略) 二 (略) ロ〜ニ (略) ロ〜ニ	(略) では、 (略) では、 (略) では、 (略) では、 (では、) では、 (では、) では、 (では、) では、 (では、) では、 (では、) では、) では、 (では、) では、) では、 (では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、)	
	ついては、二の要件を満たしているものとみなす。 適用日から平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者に	(略) (略)	(略) (略) (略) (略) (の世界保険法(大正十一年法律第七十号)第 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第 規定する病院若しくは診療所の従業者又は 規定する病院若しくは診療所の従業者又は 規定する病院若しくは診療所の従業者又は 規定する病院若しくは診療所の従業者又は が表籍ででいずれかに対 があ者、口に掲げる資格を有する者並びに(1)かる者、口に掲げる資格を有する者がでといって では、大正十一年法律第七十号)第 は事者及び従業者としての期間が一年以上の	(旁線部分は改正部分)

五・六 (略)	要件を満たしているものとみなす。	置される者であって、実務経験者であるものについては、第二号の	される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配	した日から起算して一年間は、当該事業所又は施設等において提供	通所支援事業所又は障害児入所施設等については、当該事由の発生	四 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児
四•五 (略)		0	配	<u>供</u>	生	児 (新設)